

図 1 中国の団体、証明商標（地理的表示）登録出願手続きの流れ

(2) 製品品質法に基づく地理的表示の產品登録

製品品質法に基づく GI 登録は、国産品の場合は、県級または県級以上の知識産権部門に申請を行い、同部門が国家知識産権局に報告して審査に至る。地理的表示保護統一電子受付プラットフォームを通じた電子申請も可能になっている。外国産品の場合は国家知識産権局に直接申請を行う。同局の審査と受理公告から 2 カ月間の異議申立期間を経たのち、専門家審査官委員会で技術審査の上で登録される。登録は長期に渡って有効である。マークの利用は 5 年間可能で、満了の 6 カ月前より更新ができる。

外国産品の出願登録に必要な書類は以下のとおりである。（「国外地理的表示產品保護方法」第 9、10 条）

1. 地理的表示產品の中国における保護申請書
2. 申請人の名称及び住所、電話番号、中国における連絡人、住所、及び電話番号
3. 原産国/地域で地理的表示保護を承認した公式文書の原本及び公証済みの中国語訳
4. 原産国/地域の地理的表示を管轄する機関で発行した推薦書、当該產品の中国における登録保護を勧める公式文書の原本及び公証済みの中国語訳
5. 原産国/地域の地理的表示主管機関で発行した生産地範囲及び公証済みの中国語訳
6. 当該產品の品質・技術的要件 (a. 中国語の名称・原文の名称、b. 保護される産地の範囲、c. 產品の特性、d. 生産工程、e. 品質の特色(產品の官能的特色・物理化学的指標)、f. 知名度、原産地や中国・その他世界での知名度・貿易販売状況、g. 產品の品質的特性と産地の自然・人文的要素との関連性についての資料等。)

7. 検査報告：原産国/地域で発行した申請産品の官能的特色、物理化学指標を証明する検査報告及び公証済みの中国語訳
8. その他の補助的な証明資料

外国産品の出願登録の手続の流れを下図に示す。

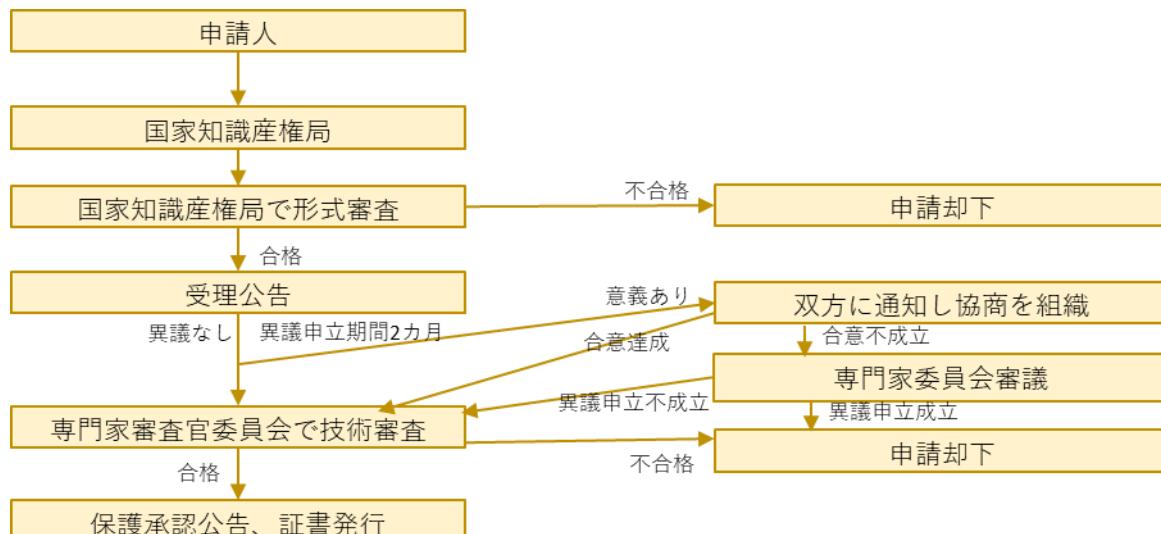


図 2 中国における外国産品の地理的表示登録申請手続きの流れ

(3) 農業農村部による農産物地理的表示の農産物登録

農産物地理的表示法に基づく GI 登録は、国産品の場合は省級の農業農村行政部門に申請し、省級部門が中国グリーン食品発展センターに報告、審査に至る²⁸。外国産品の場合は、中国グリーン食品発展センターに直接、申請者若しくは代理人が申請する。同局の審査と受理公告から 30 日間の異議申立期間を経たのち、農業農村部にて登録される。特段の問題が無い場合には長期にわたって登録が有効である。

外国産品の出願に必要な書類は以下のとおりである。(「国外農産物地理的表示登録審査規定」第 6 条)

1. 申請書（申請人及び産品の基本情報、中国における連絡人、連絡先等を含む。代理人が申請する場合、中国の法律効力を有する中国語の公証書類を提出する。）
2. 原産国/地域における当該産品の地理的表示について保護を受けていることを証する公式文書及び公証済みの中国語訳（申請人や地域範囲等の情報を含む）
3. 産品の品質技術規則（地域の環境条件、生産技術規則、産品の典型的特徴・特色の記載及び産品の品質安全要件等を含む）
4. 産品の実物サンプルまたはサンプルの写真
5. その他に必要な説明/証明の資料

外国産品の出願登録の手続の流れを次頁図に示す。

²⁸ 農産物地理的表示の認証業務は 2018 年に農産物品質安全センターから中国グリーン食品発展センターに移管している。

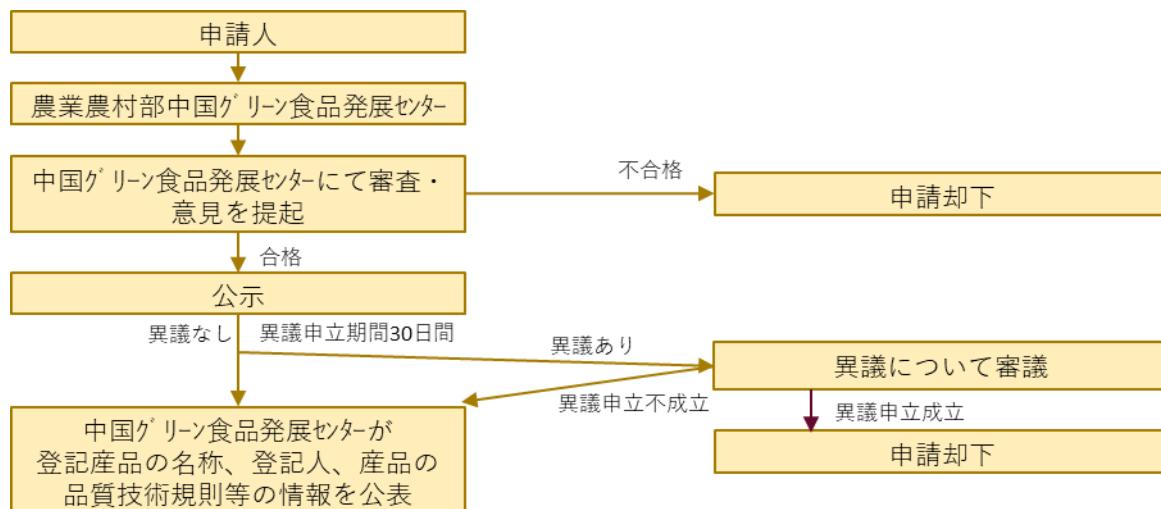


図 3 中国における外国産品の農産物地理的表示登録申請手続きの流れ

1.2.3. 登録費用

商標法による地理的表示団体商標/証明商標の登録にあたっては、登録印紙代（書面出願 1,500 元/件；電子出願 1,350 元/件）²⁹が発生する。

製品品質法に基づく地理的表示及び農業法に基づく農産物地理的表示の登録には、費用は発生しない。

代理費は、代理人が状況に応じて請求する。1 社が参考として挙げた代理人費用は、いずれの制度に関しても 10,000-15,000 元/件である。

1.3. 地理的表示の不正使用の救済手段その他の措置

各法に基づく地理的表示の不正使用について、主に以下のような救済手段がある。

いずれの制度においても、侵害・違反行為に対する行政措置として、関係機関による自発的な調査が行われているが、商標法及び製品品質法に基づく調査が侵害行為の取り締まりを目的としているのに対し、農業法に基づく調査は主に食品安全や品質管理の面から行われている点が異なる。

また、商標法では、民事訴訟・刑事訴訟による司法上の救済も一般的であるが、製品品質法や農業法に基づく地理的表示の保護では、主に行政保護が用いられている。

²⁹ 国家発展改革委員会・財政部 2019 年 5 月「行政事業制の徴収費用基準引き下げについての通知」（国家发展改革委 财政部关于降低部分行政事业性收费标准的通知）

http://www.ndrc.gov.cn/zwfwzx/zfdj/jggg/201906/t20190620_939083.html

表 6 中国の地理的表示の不正使用の救済手段等

根拠法	侵害行為	行政的保護の対応機関	行政的保護の内容	司法的保護の対応機関	司法的保護の内容
商標法	<ul style="list-style-type: none"> ・同一・類似の商標を同一・類似商品に使用し、公衆を誤認させること ・ぶどう酒・蒸留酒で追加的保護 	知識産権局 市場監督管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的調査 ・警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金 	人民法院 公安機關	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟による損害賠償 ・刑事処罰
製品品質法	<ul style="list-style-type: none"> ・名称・専用マークの無断使用や偽造 	知識産権局 市場監督管理局	<ul style="list-style-type: none"> ・自発的調査 ・警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金 	人民法院	<ul style="list-style-type: none"> ・民事訴訟による損害賠償など
農業法	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用 	農業農村部 市場監督管理局 農產品品質安全センター	<ul style="list-style-type: none"> ・警告、違法所得の没収、罰金 ・自発的調査（食品安全、品質管理） 	-	-

1.3.1. 不正使用の救済手段

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

侵害行為の定義

商標法では、同一または類似の商品に、他人の登録商標と同一または類似の標章を商品名または装飾として使用し、公衆を誤認させることは、商標権に関する侵害行為に該当する（商標法実施条例第 76 条）。

追加的保護

弁法第 9 条に「複数のぶどう酒地理的表示が同音字または同形字を構成する場合、これら地理的表示により互いに区分でき、公衆を誤認させない場合、いずれの地理的表示も団体商標または証明商標として出願登録可能である」、第 12 条に「他人が団体商標、証明商標として登録したぶどう酒、蒸留酒地理的表示を使用して、当該地理的表示が示す地域から提供されないぶどう酒、蒸留酒をマークする場合、商品の真の提供元を同時に示し、または翻訳された文字を使用し、或いは、何々「種」、何々「型」、何々「式」、何々「類」などという表現が付いた場合、商標法第 16 条の規定³⁰を適用する」と規定されており、TRIPS 協定に従い、中国におけるぶどう酒及び蒸留酒の地理的表示へ追加的保護が適用されている。

行政上の救済手段

商標権侵害に係る紛争は当事者間協議による解決を基本とするが、協議の意向がない場合、または協議が成立しないときは、知識産権局による処理請求（行政上の救済）、あるいは人民法院への提訴（司法上

³⁰ 「第 16 条 商品の地理的表示を含む商標は、当該商品が当該表示に示された地域に由来するものでなく、公衆を誤認させるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。ただし、既に善意によって登録したものは、引き続き有効とする。」

の救済)が可能である。

知識産権局は、地理的表示の侵害事件を、当事者の苦情申出により摘発するだけでなく、第三者の苦情申立により摘発することも、職権により自発的に摘発することもできる。地理的表示案件の摘発については、「商標法」「商標法実施条例」「不正競争防止法」「行政強制法」等に従い、公安及び税関とも連携して実施に当たる。商標法は2019年4月に改正されて侵害行為の法的責任が強化され、また不正競争防止法は2017年に初めて改正された後、2019年4月にも再改正されるなど、政府は知財関連の違反摘発を強化している。

知識産権局による自発的な摘発は、国家知識産権局の指示により、各省の知識産権部門が実施する。地理的表示に関する違法行為の一斉摘発の指示を受けた各省の知識産権部門は、担当地域の状況に応じて調査計画を策定し、実施する。調査結果に基づく法の執行は各省の県級以上の市場監督管理部門が対応する。具体的な調査方法は各省によって多少異なるが、地理的表示の使用許可を有する企業に対する商品の品質及び地理的表示の適格性に関する検査、及び、スーパー、農産物市場、水産物卸売市場等で販売される商品に対する調査と、これにより発見された侵害行為に対する取り締まりが含まれる。

権利者等が侵害行為を発見して苦情を申立ての場合、苦情申立て先は侵害が発生した地域の市場監督管理部門となる。市場監督管理部門は苦情或いは通報を受けた後、まず摘発書類を審査する。書類審査後、立件され、現場調査が行われる。侵害が事実であると判断された場合、関連法の規定に基づき、行政処罰決定を下す。行政処罰には、警告、違法行為の停止、違法品の没収、違法所得の没収、罰金などが含まれ、犯罪を構成する場合は公安機関に移送される。立件には15日間(特別な事情がある場合は15日間延長可)、審査・処理には90日間(特別な事情がある場合は30日間延長可)を要する。

苦情申立ては、県級以上の市場監督管理部門の他、以下のホットラインを利用することも可能である。

フリーダイヤル 12315
12315 インターネットプラットフォーム (http://www.12315.cn/)

行政救済の手続きフローは次のとおりである。

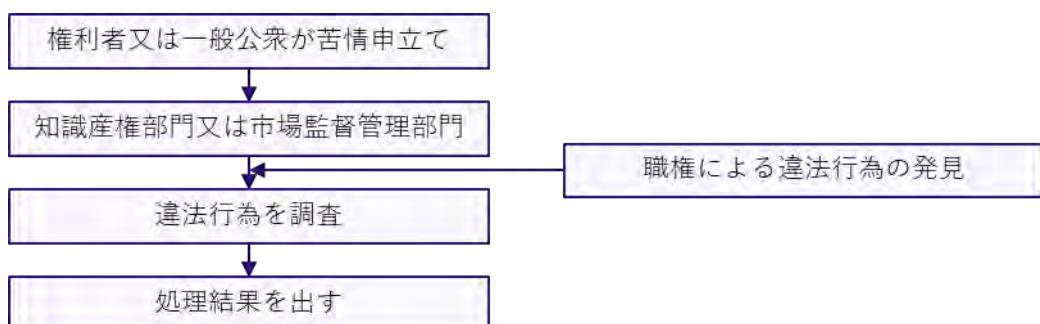
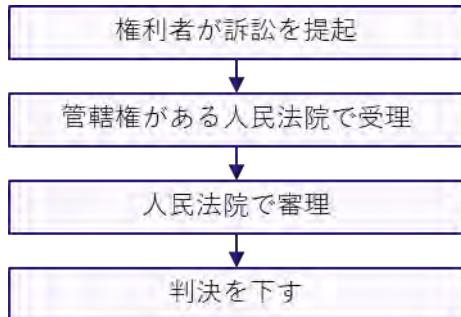


図4 中国の地理的表示団体商標/証明商標不正利用の行政救済手続きの流れ

司法上の救済手段

行政上の救済の他に、地理的表示団体商標/証明商標の権利者は、人民法院に民事訴訟を提起して、損害賠償などといった民事司法保護を得ることができる。更に、関連法に基づき、地理的表示権への侵害が犯罪にあたる場合、懲役などの刑事罰を科すこともできる。

具体的な司法救済の手続きフローは次のとおりである。



(2) 製品品質法に基づく地理的表示保護制度

侵害行為の定義

地理的表示商品保護規定第 21 条において、以下の行為が侵害行為とされている。

- ・ 地理的表示名称や専用表示を無断で使用、または偽造したもの
- ・ 地理的表示商品の規格・管理規範に適合しないのに、同地理的表示商品の名称を使用したもの
- ・ 専用表示と似た、誤認を生じやすい名称や表示及び消費者の誤認を招きやすい文字や図案表示を使用して消費者に対して同商品を地理的表示保護商品だと誤認させるような行為

行政上の救済手段

製品品質法に基づく GI 保護制度における救済手段では、主に行政保護が用いられている。

「地理的表示産品保護規定」に基づき、地理的表示の名称・専用マークの無断使用や偽造、基準や管理要件を満たさない産品における使用、誤認させやすい名称・マークの使用等につき、知識産権局が取り締まるほか、団体・企業・個人が違反を告発することができる。国内産品については侵害が発生した地域の県級の知識産権部門または市場監督管理部門、外国産品については国家知識産権局または省級の知識産権部門が管轄となり、知識産権部門が違法行為の調査を実施する。具体的な調査方法、苦情申立て方法については、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度と同じである。

司法上の救済手段

外国産品については、行政上の救済手段以外に、司法上の救済手段が利用される場合もある。「国外地理的表示保護方法」第 31 条により、中国において保護される外国の地理的表示産品の申請人は、人民法

院に訴訟を提起することもできる。具体的な司法救済の手続きフローは、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度と同じである。

（3）農業法による農産物地理的表示保護制度

侵害行為の定義

農産物地理的表示の管理弁法第 20 条において、「農産物地理的表示及び登録証書の偽造、盗用」を禁止している。

行政上の救済手段

農産物地理的表示保護制度における救済手段は、主に行政上の手段が用いられている。農業農村部が管轄し、具体的な保護業務は各地の県級以上の地方人民政府の農業農村行政主管部門が実施する。

農産物地理的表示の管理規定に違反する行為について、いかなる組織・個人も県級以上の農業農村行政主管部門に告発や申立てをすることができる。告発・申立てを受けた農業農村行政主管部門は法律に基づいてこれを処理する。「農産物品質安全法」第 51 条の規定に基づき、農産物地理的表示を冒用した場合、改正を命じるとともに、違法に得られた収入を没収し、2 千人民元以上 2 万人民元以下の罰金を科す。

苦情申立ては侵害行為の発生地にある県級以上の農業農村行政主管部門に対して行う。侵害の内容により、県級以上の市場監督管理部門に対して苦情申立てを行うことも可能である。市場監督管理部門は製品品質法や標準化法に準拠した取り締まりを行う。行政処罰の流れは、上述の（1）商標法に基づく地理的表示保護制度、（2）製品品質法に基づく地理的表示保護制度と同様である。

なお、農業農村部は自発的な摘発も実施しているが、調査の主要な目的は食品安全の確保と品質管理である。調査は農業農村部農産物質量安全監督管理局が統括し、各地の認定試験機関がサンプルを買い上げて品質試験及び地理的表示の適格性の確認を行っている。試験項目は主に農薬、薬物、化学添加物の残留、重金属の含有量等である。調査の対象は、所管地域の中で登録された地理的表示農産物と、農業農村部によって指定された一部の地理的表示農産物に限られ、調査頻度も低い。また、外国の地理的表示農産物は、基本的には調査の対象外となっている。

具体的な行政救済の手続きフローは次のとおりである。

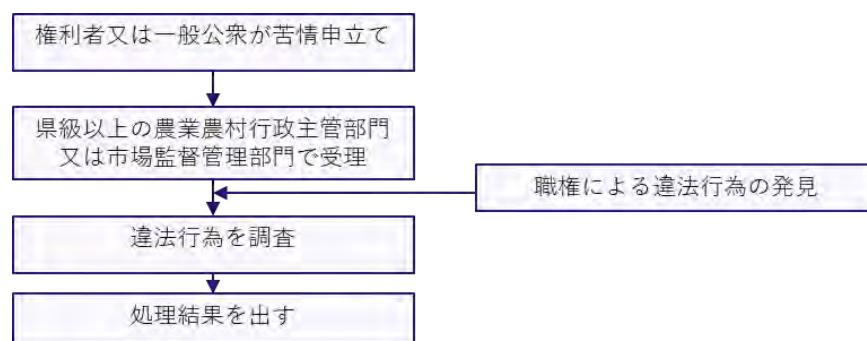


図 6 中国の農業法に基づく地理的表示農産物の行政救済手続の流れ

1.3.2. 行政上または司法上の手続きの費用

(1) 商標法に基づく地理的表示保護制度

行政上の手続き

権利者または一般公衆として地理的表示侵害行為について苦情申告して行政保護を請求する場合、若しくは知財産権管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合について、特段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 2 万～4 万人民元の代理費用が発生する。

司法上の手続き

地理的表示登録商標権を侵害する行為について人民法院に提訴する場合、権利者が訴訟において請求する賠償金額により訴訟に要する費用が変わり³¹、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 5 万～10 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

(2) 製品品質法に基づく地理的表示の保護制度

行政上の手続き

権利者または一般公衆の身分で違法行為について苦情申告して行政保護を請求する場合、若しくは知財産権管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合、特段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 1 万～3 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

司法上の手続き

中国において保護される国外地理的表示產品の合法的権益を侵害する侵害行為について、人民法院に提訴する場合、権利者が訴訟において請求する賠償金額により訴訟に要する費用が変わり、事件の具体的な実情及び難易度により、通常 5 万～10 万人民元の弁護士代理費用が発生する。

(3) 農業法に基づく地理的表示の保護制度

権利者または一般公衆の身分で違法行為について苦情申告し、農業農村行政管理部門に行政保護を請求する場合、若しくは農業農村行政管理部門で職権により違法行為を発見し処理する場合について、特

³¹ 賠償金額が 10,000 元を超えない分は 1 件当たり 50 元、10,000 元以上は金額に応じて賠償金額の 0.5%～2.5%を支払う。

段印紙代は発生しない。

弁護士・弁理士事務所等に依頼して苦情申告する場合、事件の具体的実情及び難易度により、通常 1 万～3 万人民元の代理費用が発生する。

1.4. 他国との国際協定における GI 保護の状況

現在のところ、中国は、FTA 等を通じた他国/地域と地理的表示保護に関する協定締結はしていない。

EU とは、2019 年末に地理的表示の保護について協定の締結を目標にして、協議が進められている³²。10 年前から中欧間の協議が開始され、まず双方の国/地域の各々の法律体系の中で、中欧 10 品目ずつに對して地理的表示保護が認められた。次いで、2010 年より正式に地理的表示産品に関する協力・保護についての協議が開始され、2017 年より双方 100 品目ずつの品目について地理的表示保護（中国側においては「地理的表示産品保護規定」「国外地理的表示産品保護規定」に則る製品品質法に基づく保護）を与える手続きが進められている。³³

1.5. 当該国における地理的表示の登録の状況、紛争事例、違反の状況

1.5.1. 登録の状況

中国では 2018 年末時点で、地理的表示商標の取得件数は 4,867 件、製品品質法に基づく地理的表示の產品登録件数は 2,380 件、農產品地理的表示の登録件数は 2,523 件となっている³⁴。特に山東省、四川省、湖北省等で申請が多い。

外国產品の登録件数は、2019 年 6 月末現在、商標法に基づく団体商標/証明商標が 191 件、製品品質法による地理的表示が 61 件であった³⁵。農業法に基づく地理的表示保護制度の下で登録された外国農産物はまだない³⁶。

³² 中国共和国外交部 2019 年 4 月「第 21 回中国・EU サミット連合声明」

https://www.fmprc.gov.cn/web/ziliao_674904/1179_674909/t1652696.shtml

³³ 欧州委員会駐中代表団「歐州地理的表示 100 品目が中国での保護を受ける見通し」

https://eeas.europa.eu/delegations/china_zh-hans/27342/100 个欧洲地理标志产品即将在中国受到保护

質検総局 2017 年 6 月 3 日「質検総局による Cyprus Zivania 等 EU 産品の地理的表示産品保護申請の受理についての公告」

http://www.aqsilq.gov.cn/xgk_13386/jlgg_12538/zjgg/2017/201706/t20170616_490985.htm

³⁴ 国家知識産権局知識産権発展研究センター、2019 年 6 月「2018 年中国知識産権発展状況評価報告」

<http://www.sipo.gov.cn/docs/20190624164519009878.pdf>

³⁵ 国家知識産権局データベース

³⁶ 農業農村部へのヒアリング

1.5.2. 紛争事例

(1) 司法紛争案件の例

知産宝 (IP HOUSE)³⁷に登録されている知財関連の司法案件データベースで、「地理的表示」の文言が含まれる案件数は、改正商標法が制定された 2001 年から 2019 年 10 月時点での計 898 件あった。うち 7 割が民事、3 割が行政裁判となっており、刑事裁判はごく僅かである。以下に、いくつか近年の司法紛争について、典型的な案件等として取り上げられた事例を挙げる。

西湖龍井茶（民事・国内）

2013 年に北京北辰スーパーマーケットチェーン有限公司（以下、北辰超市）が「西湖龍井」との表示を付した茶葉を販売したケースについて、杭州市西湖区龍井茶産業協会（以下、龍井茶協会）が北京市朝陽区人民法院に提訴。龍井茶協会は 2011 年に「西湖龍井」の地理表示証明商標を登録しており（2021 年 6 月まで有効）、2012 年には馳名商標³⁸も取得しているが、同チェーンの製品はこの基準に合致していなかった。2015 年 4 月に一審判決において北辰超市は西湖龍井並びに西湖龍井と表示された茶葉商品の販売を停止し、3 万元の賠償金を龍井茶協会に支払うこととされた。³⁹

五常大米（民事・国内）

2012 年に五常市コメ協会が地理的表示の証明商標を取得した「五常米」について、同協会の会員でもある鉅富公司が、2015 年から 2016 年にかけ、「五常米」等の表示を使って、五常米の指定地域外のコメも用いて販売しているため、差止めと損害賠償を提訴した。同社は五常市の農協から仕入れている旨を説明した。ハルビン市中級人民法院を経て、黒竜江省高級人民法院で争われ、2018 年に、最終的には、分包して販売しているそれぞれの商品について産地を特定することができないため、証明が不十分として、同社に侵犯行為の即刻停止及び協会に対する 7 万元の支払いが命じられた。

Bordeaux Wine（民事・国外）

2013 年に設立した湖南瑪歌堡商貿有限公司が 2014 年から「Margaux Grand Vin de Bordeaux」や「Grand Vin de Bordeaux」等の表示を付したぶどう酒を販売していた件で、2012 年に地理的表示団体

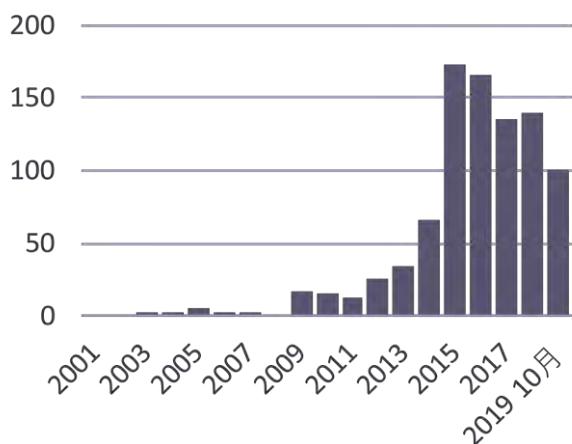


図 7 中国の地理的表示の文言が含まれる司法案件数

出所)知産宝

³⁷ <https://www.iphouse.cn>

³⁸ 中国の消費者に良く知られた商標として商標法の規定に基づいて国家知識産権局商標局等から認定される商標。

³⁹ 中国法院網, 2015 年 4 月 3 日「北辰超市の販売する「西湖龍井」商標権侵犯にて龍井茶協会へ 3 万元の賠償」

<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2015/04/id/1578774.shtml>

商標「Bordeaux 波尔多」を取得していたボルドーぶどう酒委員会が、2016 年に民事訴訟として長沙市中級人民法院に提訴。法院は、湖南瑪歌堡商貿有限公司は団体商標を利用する許可を得ていないことから、団体商標の権利を侵害しているとして、侵犯行為を停止し、経済損失 15 万元を支払うよう命じた。

40

祁門紅茶（行政・国内）

2004 年に安徽省の黄山市祁門県祁門（キームン）紅茶協会が「祁門紅茶」の地理的表示証明商標を取得した際の地域範囲図には、対象地域が黄山市祁門県内に限られていたにもかかわらず、実際に販売されている商品には池州市石台や東至、黄山市黟県などの他の産地の茶葉も含まれているとして、安徽省池州市の国潤公司が異議を提出した案件。国家工商總局（当時）が「祁門紅茶」商標の無効宣告を出したことを不服として、祁門紅茶協会は北京知識産権法院に提訴、北京高院を経て、最高人民法院まで争われ、2017 年に最終的に祁門紅茶協会が敗訴し、証明商標は無効となった。⁴¹

黄金茶（行政・国内）

2014 年に吉首市経果技術普及所が地理表示証明商標登録申請した「湖西黄金茶」に対し、「保靖黄金茶」の地理表示商標を持つ保靖件茶葉産業開発事務所が、登録の指定地域が重なっているが、管理基準等が異なることから消費者を誤認させるおそれがあるとして、商標の無効を求めたケース。誤認させるおそれがあるとはいえないと判断した国家知識産権局の裁定に不服があるとして、北京知識産権法院へ行政訴訟を提起した。（現在係争中）⁴²

Napa Valley Wine（行政・国外）

2005 年 5 月に中商公司が商標局に提出した第 33 類果実酒等での「螺旋卡帕 SCREW KAPPA NAPA」の商標に対して、カリフォルニア州ナパバレーぶどう酒業者協会（Napa Valley Vintners Association）が異議を申し立てたケースについて、商標評審委員会が異議不成立としたことを不服として、協会が訴訟を提起。同協会は「Napa Valley 100%」を地理的表示の証明商標として 2005 年 2 月に申請、同商標は 2007 年に登録された。北京高院は商標法第 16 条の規定に反するとの判決を 2016 年に下し、ナパバレーぶどう酒業者協会が勝訴した。⁴³

⁴⁰ 下記の記事における弁理士のコメントによれば、団体商標で初の裁判ケース。

中国知識産権雑誌, 2018 年 6 月 19 日 「「Bordeaux 波尔多」地理的表示集団商標権利侵害及び不正競争についての紛争案件」
<http://www.ciplawyer.cn/html/fgsb/20180619/139352.html>

International Law Office, 02 April 2018, GI collective trademark granted judicial protection for first time
<https://www.internationallawoffice.com/Newsletters/Intellectual-Property/China/Wanhuida-Peksung/GI-collective-trademark-granted-judicial-protection-for-first-time>

⁴¹ 新華網, 2018 年 11 月 1 日 「キームンは誰に帰すのか？池州と黄山の 14 年間の争議が遂に終結」
http://m.xinhuanet.com/ah/2018-11/01/c_1123644454.htm

⁴² 北京法院網, 2019 年 7 月 2 日 「「黄金茶」地理表示商標無効不服により法院に提訴」
<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2019/07/id/4147208.shtml>

⁴³ 北京法院網, 2017 年 4 月 20 日 「2016 年度北京市法院知識産権司法保護十大創新案例」
<http://bjgy.chinacourt.gov.cn/article/detail/2017/04/id/2820818.shtml>
 China Dairy, 2016 年 9 月 21 日 「Napa Valley trademark wins legal battle」
http://www.chinadaily.com.cn/cndy/2016-09/21/content_26847685.htm